

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 9 月 4 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例
(国家戦略特別区域法第 25 条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

- ⑦ 株式会社世界貿易センタービルディング、鹿島建設株式会社、東京モノレール株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社が、浜松町二丁目地区において、国際コンベンションホール等の国際交流拠点、交通結節機能を強化するための歩行者ネットワーク等を整備する。【平成 29 年 9 月に着工予定】

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例
(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ⑮ 三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社及びヒューリック株式会社が、八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 34～37 のとおり決定又は変更する。【平成 32 年 8 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区） 別紙 34

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 35
- ・東京都市計画自動車ターミナル第 8 号八重洲二丁目バスターミナル 別紙 36
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙 37

- ⑯ 住友不動産株式会社が、三田三・四丁目地区において、田町駅周辺の外国人・外資系企業集積機能の強化に資するビジネス交流等の拠点、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 38～41 のとおり決定

又は変更する。【平成 30 年 12 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画三田三・四丁目地区地区計画 別紙 38

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 39
- ・東京都市計画高度地区 別紙 40
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 41

⑰ 森ビル株式会社が、虎ノ門・麻布台地区において、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等、歩行者ネットワーク等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 42～46 のとおり決定又は変更する。【平成 31 年 3 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門・麻布台地区） 別紙 42
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門・麻布台地区地区計画 別紙 43

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 別紙 44
- ・東京都市計画高度地区 別紙 45
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 46

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において外国医師を新たに受け入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

④ トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック（東京都港区）：イギリス人 1 名【平成 29 年 9 月より実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(5) 事項：自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

内容：自動走行の公道実証実験（以下「公道実証」という。）を促進することにより、

完全自動走行の早期実現を図るため、公道実証を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「自動走行実証ワンストップセンター」（以下「自動走行センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 29 年 9 月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び東京都
- ii) 設置場所：東京都庁（東京都新宿区西新宿 2-8-1）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
 - ・公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者（区市町村）とのマッチング
 - ・公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった届出書の写しの提出）
 - ・公道実証の実施に係る地域への周知等
 - ・自動走行センターの取組の広報
 - ・公道実証に必要な手続の改革提案の受付、「東京都 自動走行サンドボックス分科会」における検討への協力 等